

高齢者福祉

豊島区では、高齢者一人ひとりが社会を構成する一員として尊重され、健やかで、いきいきと充実した個性ある高齢期をすごすことができ、また、何らかの介護や援助が必要になった場合にも、できる限り家庭や住み慣れた地域のなかで、その人の有する能力に応じて自立した生活が営めるよう、連携と支え合いに根ざした地域社会を形成していくという豊島区地域保健福祉計画の基本理念「個人の尊厳が守られ、すべての人が地域でともに支え合い、心豊かに暮らせるまち」のもと、高齢者福祉課、介護保険課などを中心に、各種の施策を実施しています。

1. 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画	
《高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の概要》…	67
《高齢者の生きがい事業》	
2. 高齢者福祉施設…	68
(1) 高齢者福祉施設一覧…	68
(2) 高齢者福祉施設利用状況…	69
(3) 事業等…	70
(4) 見守りと支えあいネットワーク事業…	71
3. 敬老の集い…	71
4. 敬老祝品の贈呈…	71
5. 長寿夫婦記念品の贈呈…	71
6. 敬老入浴事業…	72
7. 浴場ミニデイサービス（湯友サロン）…	72
8. シルバーパス…	72
9. 高齢者クラブ…	73

《介護予防事業》	
10. 介護予防普及啓発プログラム……………	76
(1) 運動プログラム……………	76
(2) 認知症予防プログラム……………	76
(3) その他講座等……………	77
11. 介護予防ニーズ調査	
(一般介護予防事業評価事業) ……	78
12. 介護予防推進事業……………	78
13. 地域介護予防活動支援事業……………	78
(1) 介護予防サポーター養成事業……………	78
(2) フレイルサポーター養成講座……………	78
(3) 介護予防リーダー養成事業……………	79
(4) 介護予防センター運営事業……………	79
(5) 東池袋フレイル対策センター……………	79
(6) フレイルチェック……………	79
(7) まちの相談室……………	80
(8) 住民主体の通いの場……………	80
14. 地域リハビリテーション活動支援事業……………	80
15. 介護予防把握事業……………	81
16. 高齢者元気あとおし事業……………	81
17. 認知症サポーター養成事業……………	81
18. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施…	82
《ひとり暮らし・虚弱・要支援高齢者、 高齢者世帯等事業》	
19. 高齢者福祉電話貸与助成……………	83
20. 救急通報システム……………	83
21. 寝具類の洗濯・乾燥サービス……………	83
22. 火災安全システム……………	84
(1) 自動消火装置の給付……………	84
(2) 電磁調理器の給付、 ガス安全システムの給付……………	84
23. 特別永住者福祉給付金……………	84
24. 理美容費助成……………	84
25. 紙おむつ等支給サービス……………	85
26. おむつ購入費等助成……………	85
27. 高齢者あんしん位置情報サービス利用助成…	85
28. 生活支援型ホームヘルプサービス……………	85
29. 訪問支援事業……………	86
30. 障害者等歯科診療事業……………	86
31. 訪問歯科診療等事業……………	86
32. 車椅子の短期貸与……………	86
33. 高齢者自立支援住宅改修助成……………	87
34. 高齢者補聴器購入費助成事業……………	87
35. 老人ホーム等……………	87
(1) 養護老人ホーム……………	87
(2) 特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設) ……	87
(3) 軽費老人ホーム……………	89
(4) 都市型軽費老人ホーム……………	89
(5) 有料老人ホーム……………	89
(6) 介護老人保健施設……………	89
(7) 介護療養型医療施設 (療養病床等) ……	90
(8) その他……………	90
36. 第三者評価支援事業……………	91
37. 高齢者総合相談センター (地域包括支援センター) の事業……………	92
38. 地域ケア会議等……………	95
(1) 高齢者総合相談センター連絡会……………	95
(2) 地域ケア会議……………	95
39. 主任介護支援専門員育成事業……………	95
40. 介護予防ケアマネジメント強化事業……………	96
41. 介護支援専門員・事業者等支援事業……………	96
42. 初回アセスメント強化事業……………	96
43. もの忘れ相談事業……………	96
44. 認知症・虐待専門対応事業……………	96
(1) 専門ケア会議……………	96
(2) 要介護高齢者援助スタッフ専門相談……………	96
(3) 高齢者こころの相談……………	97
45. 認知症ケア向上推進事業……………	97
46. 認知症カフェ運営事業……………	97
47. 認知症早期診断・早期対応事業 (都事業) ……	98
48. 認知症初期集中支援推進事業……………	98
49. 認知症検診推進事業……………	98
50. 高齢者緊急ショートステイ支援事業……………	98
51. 高齢者配食サービス事業……………	99
52. 成年後見制度利用支援事業……………	99
53. 終活サポート事業……………	99
54. 生活支援体制整備事業……………	99
《介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) 》	
55. 基本チェックリスト実績数……………	100
56. 介護予防・生活支援サービス事業……………	100
(1) 介護予防訪問事業……………	100
(2) 訪問型サービスA……………	100
(3) 生活支援お助け隊……………	100
(4) 短期集中訪問型サービス事業……………	101
(5) 介護予防通所事業……………	101
(6) としまりハビリ通所サービス……………	101
(7) つながるサロン……………	101
(8) 短期集中通所型サービス事業……………	101
(9) 介護予防ケアマネジメント事業……………	101
《高齢者住宅事業》	
57. 区営・区立福祉住宅……………	102
58. 高齢者世帯住み替え家賃助成……………	102
59. 安心住まい提供……………	103
60. 高齢者等入居支援事業……………	103
61. 高齢者向け優良賃貸住宅……………	103

1. 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

介護保険課

＜高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の概要＞

(1) 性格

この計画は、区の基本構想及び基本計画における地域保健福祉の推進にかかる理念や基本的な方針を定める豊島区地域保健福祉計画の、高齢者福祉分野における具体的な施策とその目標を示すものです。

さらに、高齢者福祉の推進に向けて、行政はもとより区民、事業者、福祉・医療団体等がそれぞれの役割分担のもと、協働、連携して取り組むための指針としての性格も持っています。

(2) 計画期間

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年で、6年計画の地域保健福祉計画との整合を図っていきます。

(3) 地域包括ケアシステムの推進

- ① 第8期計画の振り返り
- ② 2040年の将来像と地域包括ケアシステムの姿

③ 第9期計画の施策体系

- ア 介護予防・健康づくりの推進
- イ 生活支援の充実
- ウ 高齢者総合相談センターの機能強化
- エ 自分らしく安心して暮らせる地域づくり
- オ 在宅医療・介護連携の推進
- カ 高齢者の住まいの充実(介護サービス基盤の整備)
- キ 介護人材の確保およびサービスの質の向上
- ク 介護給付適正化の取組み(介護給付適正化計画)

(4) 介護保険事業の現状と今後の見込み

- ① 第8期計画の実績
- ② 第9期計画の見込み
- ③ 第9期計画の介護保険料
- ④ 低所得者への負担軽減等の取組
- ⑤ 介護保険事業の円滑な運営に向けて

【豊島区の高齢者人口の推移】

(1月1日現在の住民基本台帳による人口)

年	階層区分 人数・ 構成比	総人口		60歳以上		65歳以上		70歳以上		75歳以上	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
2	男	145,519	50.1	31,643	21.7	24,731	17.0	17,937	12.3	10,970	7.5
	女	144,727	49.9	39,147	27.0	32,704	22.6	26,171	18.1	18,698	12.9
	計	290,246	100.0	70,790	24.4	57,435	19.8	44,108	15.2	29,668	10.2
3	男	143,937	50.1	31,618	22.0	24,750	17.2	18,259	12.7	10,963	7.6
	女	143,363	49.9	39,109	27.3	32,543	22.7	26,352	18.4	18,622	13.0
	計	287,300	100.0	70,728	24.6	57,293	20.0	44,611	15.5	29,585	10.3
4	男	141,957	50.1	31,621	22.3	24,590	17.3	18,254	12.9	10,991	7.7
	女	141,385	49.9	38,886	27.5	32,324	22.9	26,272	18.6	18,572	13.1
	計	283,342	100.0	70,507	24.9	56,914	20.1	44,526	15.7	29,563	10.4
5	男	144,719	50.1	31,785	22.0	24,466	16.9	18,292	12.6	11,495	7.9
	女	143,985	49.9	38,920	27.0	32,191	22.4	26,158	18.2	19,052	13.2
	計	288,704	100.0	70,705	24.5	56,657	19.6	44,450	15.4	30,547	10.6
6	男	146,383	50.2	31,899	21.8	24,430	16.7	18,303	12.5	11,924	8.1
	女	145,267	49.8	39,115	26.9	32,178	22.2	26,065	17.9	19,502	13.4
	計	291,650	100.0	71,014	24.3	56,608	19.4	44,368	15.2	31,426	10.8

《高齢者の生きがい事業》

2. 高齢者福祉施設

地域区民ひろば課

老人福祉法（第15・20条の7）及び社会福祉法（第2条）に基づく老人福祉施設として設置されていました高齢者福祉センター・ことぶきの家は、平成18年度より順次「区民ひろば」へ移行しました。平成27年度には、区民ひろば豊成と目白を開設し、これを以って全小学校区22地区に26施設の整備が完了しました。

区民ひろばでは、地域の高齢者に憩いの場を提供するとともに、各種相談、健康の増進、介護予防、レクリエーションなどの事業を実施するほか、地域高齢者サークルの活動の場としても利用に供しています。

また、社会福祉協議会との連携により8圏域の区民ひろばにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、暮らしの中のお困りごとや不安なこと等の相談に応じています。

(1) 高齢者福祉施設一覧（区民ひろば）

施設名	所在地	電話番号	建物構造	併設施設
仰高	駒込 4-12-3	5907-3471	鉄筋コンクリート 地上2階	
駒込	駒込 2-2-4	3917-9873	SRC 地上14階 地下1階	地域文化創造館等区3施設 都営住宅
南大塚	南大塚 2-36-1 (仮施設：南大塚 2-36-2)	5976-4399	SRC 地上14階 地下1階	地域文化創造館等区3施設 都営住宅
清和第一	巣鴨 3-15-20	5974-5464	鉄筋コンクリート 地上3階	保育園
西巣鴨第一	西巣鴨 2-35-3	3918-4197	鉄筋コンクリート 地上2階	区民集会室
豊成	上池袋 1-28-7	5961-3494	鉄筋コンクリート 地上2階	区民集会室
朋有	東池袋 2-38-10	3971-0781	鉄筋コンクリート 地上2階	中高生センタージャンプ・区民集会室 東池袋フレイル対策センター
朝日	巣鴨 5-33-21	5974-0566	鉄骨造 地上2階	
上池袋	上池袋 3-13-5	3576-6916	鉄筋コンクリート 地上2階	区民集会室
池袋本町	池袋本町 3-9-4	3986-0041	鉄筋コンクリート 地上3階 地下1階	区民集会室
西池袋	西池袋 2-37-4	3980-0088	SRC 地上7階 地下2階	としま産業振興プラザ・地域活動交流センター・郷土資料館・男女平等推進センター
池袋	池袋 4-21-10	3982-9658	鉄骨造 地上2階	区民集会室
南池袋	南池袋 3-5-12	3984-5896	鉄骨造 地上2階	子どもスキップ
高南第一	高田 2-11-2	3988-8601	鉄筋コンクリート 地上2階	区民集会室
目白	目白 2-20-26	5956-5871	鉄筋コンクリート 地上2階	
長崎	長崎 2-27-18 (仮施設：長崎 2-29-19)	3554-4411	鉄筋コンクリート 地上3階 地下1階	区民集会室・長崎休日診療所
要	要町 1-5-1	3972-6338	鉄骨造 地上2階	区民集会室・西部生活福祉課
椎名町	南長崎 4-29-10	3950-3042	鉄骨造 地上2階	区民集会室
富士見台	南長崎 1-6-1	3950-6871	鉄筋コンクリート 地上2階	区民集会室
千早	要町 3-7-10	3959-2281	鉄筋コンクリート 地上2階 地下1階	区民集会室
高松	高松 2-25-9	3973-0032	鉄筋コンクリート 地上2階 地下1階	区民集会室
さくら第一	南長崎 6-20-15	3950-8676	鉄筋コンクリート 地上2階	区民集会室

※建物の改修工事のため、南大塚は2024年11月頃まで、長崎は2025年3月頃まで、仮施設へ移転中。併設の区民集会室も仮施設期間は休止します。

※利用対象者 年齢制限なし

※開館時間 午前9時～午後5時

※利用料 無料

※休館日 年末年始（12/29～1/3）、祝日

(2) 高齢者福祉施設利用状況（利用者数以下延べ人数）

施設名	区分	開設日数	利用証 交付数	利用者数		団 体 登録数	団 体 利用人数	相談件数
				計	一日平均			
区 民 ひ ろ ば	仰 高	342	112	7,439	22	18	2,799	0
	駒 込	342	323	12,426	36	29	4,947	0
	南 大 塚	322	320	13,919	43	46	7,997	0
	清和第一	342	311	16,824	49	32	5,913	28
	西巣鴨第一	342	221	15,221	45	5	6,909	0
	豊 成	342	150	6,866	20	27	3,708	14
	朋 有	322	238	12,261	38	29	4,780	10
	朝 日	342	127	5,376	16	28	2,206	0
	上 池 袋	342	170	11,621	34	42	6,031	0
	池袋本町	342	237	15,470	45	57	10,648	2
	西 池 袋	342	192	7,634	22	28	4,413	0
	池 袋	342	170	15,471	45	20	6,985	0
	南 池 袋	342	294	11,369	33	49	8,421	0
	高南第一	342	129	9,803	29	15	2,056	0
	目 白	342	96	5,997	18	19	6,881	0
	長 崎	321	189	8,820	27	35	4,611	0
	要	324	205	13,905	43	34	5,285	1
	椎 名 町	342	198	13,260	39	41	6,413	2
	富士見台	342	313	14,758	43	79	9,528	0
	千 早	342	226	19,915	58	22	5,194	14
高 松	342	264	12,412	36	26	5,376	11	
さくら第一	342	173	10,705	31	23	5,262	10	
合 計		7,445	4,658	261,472	35	704	126,363	92

※ 65歳以上の高齢者人口 56,548人（令和6年4月1日現在の住民基本台帳による人口）

※ 利用証交付率 8.2%

※ 実数は65歳以上の高齢者（ただし、団体登録数及び団体利用人数は年齢別ではなく、各施設年間総数となる。）

※ 区民ひろば要は、新施設への移転に伴い、令和5年4月7日～24日まで休館。

※ 区民ひろば朋有は、新施設への移転に伴い、令和6年1月11日～31日まで休館。

※ 区民ひろば南大塚は、令和5年9月25日より仮施設において縮小運営。

※ 区民ひろば長崎は、令和5年12月22日より仮施設において縮小運営。

(3) 事業等

【 実施状況 】

事業名 施設名		健康（体操等）事業		趣味・教養事業		合 計	
		回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数
区 民 ひ ろ ば	仰高	60	526	17	222	77	748
	駒込	83	1,462	110	1,794	193	3,256
	南大塚	35	686	127	961	162	1,647
	清和第一	77	1,546	412	2,091	489	3,637
	西巣鴨第一	439	2,287	135	1,397	574	3,684
	豊成	87	1,141	21	286	108	1,427
	朋有	66	724	69	809	135	1,533
	朝日	44	277	60	407	104	684
	上池袋	66	1,013	79	888	145	1,901
	池袋本町	258	1,987	342	944	600	2,931
	西池袋	20	483	27	587	47	1,070
	池袋	30	527	52	798	82	1,325
	南池袋	67	1,180	52	560	119	1,740
	高南第一	65	673	166	1,064	231	1,737
	目白	54	780	62	290	116	1,070
	長崎	50	688	29	273	79	961
	要	47	951	30	627	77	1,578
	椎名町	12	124	67	1,227	79	1,351
	富士見台	97	1,552	67	1,526	164	3,078
	千早	113	1,883	29	443	142	2,326
高松	43	667	109	814	152	1,481	
さくら第一	164	2,051	15	277	179	2,328	
	合計	1,977	23,208	2,077	18,285	4,054	41,493

(4) 見守りと支えあいネットワーク事業（高齢者福祉課）

65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯で、見守りを希望する方を対象に、地域ボランティア（見守り活動協力員）の協力を得て行っています。

平成29年度より新規受付を休止し、新規に見守りを希

望する方や、高齢者総合相談センターにて定期的な見守りが必要と判断した世帯を対象に訪問員（シルバー人材センター）が月2回安否確認を行う見守り訪問事業と統合しました。

【見守り活動状況】

年度		元	2	3	4	5
登録者数	世帯	12	3	2	3	2
	人数	12	3	2	3	2
実施者数		21	12	3	2	2
協力員実働人数		21	12	6	3	3

3. 敬老の集い

高齢者福祉課

[事業開始：昭和42年以前]

「敬老の日」を記念し、最高齢者を区長等がお祝いに訪問します。「敬老の集い」は、区民ひろばで実施します。

また、百歳以上の方へ祝品を贈呈しています。

新百歳 区内共通商品券 10,000円分

101歳以上 区内共通商品券 5,000円分

最高齢者 区内共通商品券 30,000円分

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業を一部縮小して実施した

【敬老の集い参加状況・最高齢者等】

年度	敬老の集い 参加者数 人	百歳以上 対象者数 人	最高齢者年齢 歳	
			男	女
元	2,934	174	102	107
2	1,260	171	103	107
3	1,162	194	102	108
4	1,715	206	103	109
5	1,327	223	104	110

4. 敬老祝品の贈呈

高齢者福祉課

[事業開始：昭和28年]

区内共通商品券10,000円分を贈呈しています。

贈呈対象者

喜寿祝品 年度内に77歳を迎える方

米寿祝品 年度内に88歳を迎える方

※平成23年度からは喜寿の祝品を復活

【喜寿・米寿の贈呈対象者数】

年度	喜寿 人	米寿 人	計 人
元	2,322	1,209	3,531
2	2,467	1,179	3,646
3	2,100	1,124	3,224
4	1,695	1,106	2,801
5	2,287	1,253	3,540

5. 長寿夫婦記念品の贈呈

高齢者福祉課

[事業開始：平成23年]

区内共通商品券10,000円分を贈呈しています。

贈呈対象者

当該年度に金婚（結婚50年目）を迎える夫婦

当該年度にダイヤモンド婚（結婚60年目）を迎える夫婦

令和5年度末事業終了

【金婚・ダイヤモンド婚の贈呈数】

年度	金婚 組	ダイヤモンド婚 組	計 組
元	213	66	279
2	272	70	342
3	339	80	419
4	280	82	362
5	328	91	419

6. 敬老入浴事業

高齢者福祉課

[事業開始：昭和 59 年 ※平成 23 年度より事業内容変更]

区内公衆浴場に年間 30 回まで 1 回 100 円で入浴できる「としま・おたっしゅカード」を発行しています。

(小学生以下の子どもは、こどもの日と敬老の日に無料で入浴できます)

【 としま・おたっしゅカード発行状況 】

年度	カード発行枚数
元	15,539 枚
2	16,106
3	16,822
4	17,692
5	18,622

【 敬老入浴利用状況 】

年度	利用延人数
元	108,171 人
2	92,919
3	91,953
4	90,589
5	95,210

※対象者 65 歳以上の高齢者

7. 浴場ミニデイサービス（湯友サロン）

高齢者福祉課

[事業開始：平成 18 年]

高齢者の健康増進と高齢者間の交流を図ることを目的として、開店前の区内公衆浴場で健康体操を実施した後、100 円で入浴できます。

※対象者 65 歳以上の高齢者

※利用者負担 100 円（入浴料）

※令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時休止

【 浴場ミニデイサービス実施状況 】

年度	実施浴場数	実施回数	参加延人数
元	10 箇所	191 回	3,699 人
2	9	23	267
3	9	54	365
4	9	95	944
5	9	160	1,217

8. シルバーパス

高齢者福祉課

[事業開始：昭和 48 年、平成 11 年度までは都機関委任事務]

高齢者の社会参加を助長するため、満 70 歳以上の高齢者に都営交通機関と都内を走行する民営バスに乗車できるシルバーパスを交付しています。

平成 12 年度の制度改革により、交付事務も区からバス事業者に変更になりました。

< 交付金額（利用者負担額） >

住民税 課税者 20,510 円（10～3 月購入の場合）

10,255 円（4～9 月購入の場合）

住民税 非課税者 1,000 円

平成 16 年度・17 年度の税制改正

による経過措置対象者 1,000 円

9. 高齢者クラブ

高齢者福祉課

【 高齢者クラブ会員数・組織率推移 】

〔事業開始：昭和51年4月〕

地域の高齢者の生活を健全で明るいものにするために自主的に組織されたクラブの活動を通して、孤独感の解消、生きがいの高揚、社会活動の推進を図るとともに会員の総意によって自主的に運営されるよう、補助金の交付等の援助を行っています。

区分 年度	クラブ数	会員数 (A)	60歳以上 高齢者人口 (B)	組織率 $\frac{A}{B} \times 100$
	クラブ	人	人	%
元	75	4,952	70,798	7.0
2	74	4,777	70,732	6.8
3	72	4,431	70,561	6.3
4	73	4,356	70,482	6.2
5	74	4,390	70,792	6.2

(クラブ・会員数 4/1 現在、高齢者人口 4/1 現在)

高齢者クラブ補助金交付状況(実績)

① 基本事業補助

年度	会員数	30～59人	60～89人	90～119人	120～149人	150人以上			
元	年額	174,000円	180,000円	186,000円	192,000円	198,000円			
	クラブ数	33	22	18	1	1			
	補助金総額	13,570,500円(※年度途中結成1クラブ)							
年度	会員数	20～29人	30～49人	50～69人	70～89人	90～109人	110～129人	130～149人	150人以上
2	年額	108,000円	170,000円	180,000円	190,000円	200,000円	210,000円	220,000円	230,000円
	クラブ数	0	26	21	11	13	2	0	1
	補助金総額	12,781,982円(※758,018円は補助対象額を下回ったので返還)							
3	年額	108,000円	170,000円	180,000円	190,000円	200,000円	210,000円	220,000円	230,000円
	クラブ数	1	26	19	15	9	1	0	1
	補助金総額	12,726,665円(※311,335円は補助対象額を下回ったので返還)							
4	年額	108,000円	170,000円	180,000円	190,000円	200,000円	210,000円	220,000円	230,000円
	クラブ数	1	30	19	11	10	1	0	1
	補助金総額	13,112,949円(※年度途中結成1クラブ、92,451円は補助対象額を下回ったので返還)							
5	年額	108,000円	170,000円	180,000円	190,000円	200,000円	210,000円	220,000円	230,000円
	クラブ数	1	29	22	13	7	1	0	1
	補助金総額	13,079,885円(※228,115円は補助対象額を下回ったので返還)							

※令和2年度から会員数に対する補助金額を変更しました。

<高齢者クラブ連合会>

各高齢者クラブに対する指導事業及び高齢者の幅広い社会活動推進のための諸事業を行い、高齢者の社会活動を推進するため組織された連合会に対して、補助金を交付しています。

【 高齢者クラブ連合会補助金交付状況 】

年度	補助金額
元	3,228,000円
2	3,228,000
3	2,754,194
4	3,728,000
5	3,228,000

※令和4年度は、高齢者クラブ連合会創立60周年記念事業補助金(500,000円)を含む。

② 見守り活動支援補助（平成 19 年度開始）

〈事業内容〉ひとり暮らしや虚弱高齢者の家庭を訪問し、話し相手や日常生活の援助などの友愛活動を実践する高齢者クラブに補助を行います。

〈補助額〉見守り活動（友愛実践活動）を実践する単位高齢者クラブに対し補助します。

（月額 4,000 円）

【見守りクラブ数】

年度	補助金額 円	実施クラブ数 クラブ
元	2,580,000	54
2	2,448,000	51
3	2,352,000	49
4	2,316,000	49
5	2,400,000	50

【高齢者クラブ一覧】

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

No.	クラブ名	会員数 人	区域	No.	クラブ名	会員数 人	区域
1	長寿クラブ	44	西池袋二丁目	21	千歳会	87	池袋本町四丁目
2	大塚百齢会	89	南大塚三丁目	22	千川二丁目百々代会	33	千川二丁目
3	雑二ときわクラブ	60	雑司が谷二丁目	23	西池太陽会	104	西池袋三丁目・目白四丁目
4	高砂長寿会	56	高田一丁目	24	禄寿会	90	東池袋二丁目・南大塚三丁目
5	亀齢会	110	目白二丁目・雑司が谷三丁目	25	上池三寿会	39	上池袋三丁目
6	長三長寿会	87	長崎三丁目	26	折戸千春会	30	北大塚二丁目
7	高三長寿会	48	高松三丁目	27	大塚延寿会	48	南大塚二丁目
8	いこいクラブ	41	高田一・二丁目・雑司が谷二丁目	28	高南クラブ	52	高田二丁目
9	ひばり会	81	上池袋四丁目	29	平松寿クラブ	65	南大塚一丁目
10	池袋本町一丁目福寿会	69	池袋本町一丁目	30	松竹クラブ	77	池袋四丁目
11	折戸千歳会	38	西巣鴨二丁目	31	永楽会（休会中）	35	上池袋一・二丁目
12	百代会	62	要町三丁目	32	昭寿会	44	上池袋一丁目・北大塚三丁目
13	池袋本町幸楽会	52	池袋本町二・三丁目	33	長崎二丁目ことぶき会	101	長崎二丁目
14	和楽会	64	南池袋二・三・四丁目	34	北大塚和楽会	32	北大塚二・三丁目
15	池袋百齢会	64	東池袋五丁目	35	西池永寿会	39	西池袋四丁目
16	南長崎三丁目北部福寿会	166	南長崎三丁目	36	五楽会	70	目白五丁目
17	南長崎三丁目南部福寿会	65	南長崎三丁目	37	東南第三クラブ	64	南大塚一・二丁目
18	南長崎四丁目福寿会	111	南長崎四丁目	38	西巣鴨睦福寿クラブ	39	西巣鴨三・四丁目
19	南六さくらクラブ	95	南長崎六丁目	39	南大塚白寿会	34	南大塚二丁目
20	静和クラブ	52	東池袋三・四丁目	40	友和会	40	東池袋一・二・三丁目

No.	ク ラ ブ 名	会 員 数	区 域	No.	ク ラ ブ 名	会 員 数	区 域
41	池袋朗高齢会	29	池袋四丁目	61	親和豊寿会	52	南池袋二・三丁目
42	池八クラブ	60	上池袋三・四丁目	62	みたけクラブ	80	池袋三丁目
43	池袋宮元互楽会	71	池袋本町二・三丁目	63	高三クラブ	92	高田三丁目
44	健康百寿会	57	池袋三丁目	64	とげぬき鵬栄会	30	巣鴨四丁目
45	池袋本町二丁目寿会	65	池袋本町二丁目	65	シスナブ健康文化クラブ	32	池袋本町四丁目
46	末広会	32	北大塚一丁目	66	駒込七福会	66	駒込七丁目
47	江戸橋寿会	49	巣鴨一丁目	67	巣鴨朋友会	98	巣鴨四丁目
48	池袋仲むつみ会	34	池袋三丁目	68	大親シルバーダイヤモンド会	100	巣鴨五丁目
49	高松交友会	60	高松二丁目	69	池袋本町やすらぎ会	32	池袋本町一・二丁目
50	千早いこいクラブ	31	千早四丁目	70	としまっくす	74	雑司が谷二丁目
51	愛要会	75	要町一丁目	71	百寿会	82	南長崎五丁目
52	高一さくら会	45	高松一丁目	72	高齢者サロン友引の会	38	池袋三丁目・西池袋五丁目
53	巣鴨五丁目朝日クラブ	66	巣鴨五丁目	73	長崎一丁目かやの木会	35	長崎一丁目
54	池袋サンクラブ	33	池袋三丁目	74	栄和ちとせ会	36	巣鴨四丁目・西巣鴨三丁目
55	雑一おもと会	52	雑司が谷一丁目				
56	大成寿クラブ	44	長崎六丁目				
57	宮新わかば会	33	上池袋一丁目・北大塚三丁目				
58	日出ことぶき会	50	南池袋四丁目				
59	染井さくら会	54	駒込四丁目				
60	悠々会	81	巣鴨一丁目				

《 介 護 予 防 事 業 》

「介護予防事業」は、65歳以上の要支援・要介護認定者は事業対象外でしたが、平成28年度からは、総合事業のひとつの「一般介護予防事業」となり、65歳以上のすべての方が対象になります。

10. 介護予防普及啓発プログラム 高齢者福祉課

(1) 運動プログラム

高齢者マシントレーニング

〔事業開始：平成16年5月〕

高齢者用トレーニングマシンを使用して、個別プログラムに基づく運動を行い、筋持久力、柔軟性を高めます。

対象：65歳以上

頻度：28年度より週1回90分 全8回

30年度より週1回90分 全2～4回

令和4年度より週1回90分 全3回

(フレイルかんたんチェック実施回を含む)

筋力アップ教室

〔事業開始：平成17年4月〕

椅子に座った状態で行う体操を中心として、主に下半身の筋力を強化します。

対象：65歳以上

頻度：28年度より週1回90分 全8回

30年度より週1回90分 全4～8回

元年度より週1回90分 全4回

令和4年度より週1回90分 全3～5回

(フレイルかんたんチェック実施回を含む)

高齢者水中トレーニング

〔事業開始：平成21年4月〕

プールの中の水中歩行等、関節の負担を軽減した運動で筋力を高めます。

対象：65歳以上

頻度：週1回90分 全8回

30年度より週1回90分 全2～4回

年度	高齢者マシントレーニング		筋力アップ教室		高齢者水中トレーニング	
	実施回数	延参加人数	実施回数	延参加人数	実施回数	延参加人数
元	6	192	12	432	4	100
2	3	118	6	272	事業終了	
3	3	136	6	292	事業終了	
4	4	162	2	119	事業終了	
5	4	165	2	84	事業終了	

(2) 認知症予防プログラム

シニアウォーキング教室 〔事業開始：平成11年11月〕

ウォーキングを中心とした活動を通して、脳を活性化し、認知症を予防します。

対象：65歳以上

頻度：週1回90分 全4回

年度	実施回数	延参加人数
元	2	32
2	2	64
3	2	76
4	2	99
5	2	96

絵本読み聞かせ講座 〔事業開始：平成23年〕

絵本の読み聞かせ方法（発声方法・選定・感情表現等）を習得し、グループ活動を通じて、認知症を予防します。

対象：65歳以上

頻度：30年度 講演会（1回）＋講座（全2回）

元年度より 講演会（1回）

年度	実施回数	延参加人数
元	1	24
2	1	29
3	1	34
4	1	47
5	1	55

シナプソロジー〔事業開始：令和元年〕

脳活性化エクササイズで動作や発声によって、五感と認知機能に様々な刺激を与えます。

対象：65歳以上

頻度：週1回90分 全3回

※令和3年度までコグニサイズを実施

年度	実施回数	延参加人数
元	2 <small>クール</small>	46 <small>人</small>
2	1	72
3	1	60
4	1	43
5	1	54

(3) その他講座等

1. 介護予防サロン

〔事業開始：平成17年4月〕

運動教室に参加することが難しい虚弱高齢者を対象に、地域の会場でゆっくりとした運動やレクリエーションを行っています。

対象：65歳以上

頻度：月1～2回 会場による

年度	会場数	開催回数
元	12 <small>か所</small>	145 <small>回</small>
2	12	114
3	10	147
4	事業終了	

2. 介護予防活動支援助成金交付事業

〔事業開始：平成30年〕

主に高齢者が主体となって運営する介護予防・認知症予防活動を行う団体に年30,000円を助成します。

年度	団体数
元	40
2	46
3	45
4	49
5	76

3. 介護予防講座

口腔・栄養講座〔事業開始：平成27年〕

産官学連携お化粧品による介護予防講座〔事業開始：平成28年〕

口腔や栄養、お化粧品などをテーマに、介護予防についての知識を普及啓発する講座です。

年度	口腔講座		栄養講座		お化粧品による介護予防講座	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
元	3 <small>回</small>	69 <small>人</small>	2 <small>回</small>	50 <small>人</small>	1 <small>回</small>	26 <small>人</small>
2	6	87	16	204	※	※
3	9	89	20	336	※	※
4	14	194	23	522	1	18
5	7	110	20	405	—	—

※令和2、3年度は新型コロナウイルスの影響により中止

4. ヒアリングフレイル事業

ヒアリングフレイルチェック〔事業開始：令和3年〕

言葉の聞き取りを簡易的に把握するアプリを活用し、難聴の早期発見及びフレイル予防を行います。

ヒアリングフレイル講演会・相談会

〔事業開始：令和5年〕

聞こえのチェック実施や、医師による講演会、相談会により、ヒアリングフレイルの普及啓発、早期発見を行います。

年度	講演会		相談会		ヒアリングフレイルチェック	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
3	— 回	— 人	— 回	— 人	91 回	391 人
4	—	—	—	—	68	330
5	4	105	4	51	71	313

11. 介護予防ニーズ調査（一般介護予防事業評価事業） 高齢者福祉課

〔事業開始：平成29年〕

国の示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の視点を踏まえ、要介護状態になる前の高齢者のリスクの状況を把握するとともに、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握することで、地域の抱える課題の明確化を目的として実施します。

対象者：3,000人

豊島区に在住している65歳以上の区民のうち、要介護認定を受けていない人。

※令和3・4年度は、東京都健康長寿医療センターと協働で調査を実施。4年度は、3年度で継続調査に同意を頂いた方へ調査票を発送。

年度	アンケート回収率
元	64.8%
2	69.8
3	55.3
4	77.4
5	61.8

12. 介護予防推進事業 高齢者福祉課

介護予防イベント〔事業開始：平成20年〕

年に一度、介護予防の普及啓発を目的とし、「介護予防大作戦！in としま」というイベントを行います。

年度	開催回数	来場者数
元	1 回	611 人
2	1	455
3	1	560
4	1	585
5	1	650

13. 地域介護予防活動支援事業 高齢者福祉課

(1) 介護予防サポーター養成事業

〔事業開始：平成26年〕

介護予防事業でのサポートや、地域介護予防活動を主体的に行う介護予防サポーターを養成しています。

年度	実施回数	養成人数
元	1 回	14 人
2	1	12
3	1	21
4	1	15
5	1	31

(2) フレイルサポーター養成講座

〔事業開始：令和元年〕

フレイル予防の普及啓発であるフレイルチェックの運営を行うことを目的としたフレイルサポーターを養成しています。

年度	派遣回数	養成人数	専門職(トレーナー) 養成人数
元	2 回	44 人	5 人
2	1	16	0
3	1	14	1
4	1	13	0
5	1	14	3

(3) 介護予防リーダー養成事業

〔事業開始：平成 27 年〕

地域の課題を見出し、それを解決する活動を自ら実践し継続する担い手として、介護予防リーダーを養成しています。

年度	養成人数
元	12
2	12
3	16
4	15
5	17

(4) 介護予防センター運営事業

〔事業開始：平成 29 年〕

地域に介護予防の視点が根付き、健康寿命の延伸を目指すため、介護予防センターが開設されました。個人・団体

を問わず、介護予防活動の拠点として活用されています。

【高田介護予防センター利用状況】

年度	来館者数	介護予防サポーター 導入数	介護予防イベント (自主活動)回数	介護予防事業 開催数
元	10,199	386	347	128
2	7,432	211	219	44
3	11,269	351	192	310
4	17,236	384	277	612
5	19,386	393	719	323

(5) 東池袋フレイル対策センター

〔事業開始：令和元年〕

フレイル予防に大切な身体、心、社会参加の充実を図るため、食事や会話、口腔機能維持などに関することを中心

に取り組む多機能型介護予防センターです。

年度	来館者数	介護予防サポーター 導入数	介護予防イベント (自主活動)回数	介護予防事業 開催数
元	5,681	540	102	45
2	9,316	318	90	182
3	12,905	555	164	182
4	18,162	628	298	136
5	18,423	614	317	56

(6) フレイルチェック

〔事業開始：令和元年〕

フレイル（虚弱）のおそれのある方を早期に発見し、適切に対応するための仕組みとして、65 歳以上の区民を対

象に「フレイルチェック」を実施しています。

年度	かんたんコース		しっかりコース	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
元	31	838	12	212
2	26	262	35	366
3	39	491	36	319
4	74	722	46	399
5	39	345	46	401

(7) まちの相談室

[事業開始：令和元年]

リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士、保健師、看護師等の各専門職が介護予防センター・区民ひ

ろばを巡回して健康相談への対応や保健指導を行っています。

年度	開催回数 回	相談件数（集団） 件	相談件数（個別） 件
元	31	—	72
2	231	1,554	431
3	290	2,061	863
4	264	2,978	888
5	286	4,113	685

(8) 住民主体の通いの場

[事業開始：平成28年]

高齢者が、地域で生きがい・役割をもって生活できる居場所づくりの拡大を進め、住民が主体で運営する通いの場

を支援しています。

年度	通いの場の団体数 か所	受け入れ人数 人
元	596	11,490
2	1,148	15,980
3	1,016	16,525
4	811	13,574
5	1,051	17,603

14. 地域リハビリテーション活動支援事業 高齢者福祉課

[事業開始：平成28年]

リハビリテーション専門職が、区民ひろばや介護予防サロン、としまる体操グループ等、住民主体の通いの場への巡回支援を行います。

※「としまる体操」とは、東京都健康長寿医療センター研究所の監修で作成された豊島区の介護予防体操です。

年度	介護予防サポーター 向け研修会の主催 回	リハビリテーション 専門職向け研修会 回	住民主体の 介護予防グループ への巡回 回	としまる体操 グループ数 グループ	としまる体操 登録者数 人
元	2	2	102	122	1,673
2	1	2	133	127	1,723
3	※	2	130	169	1,933
4	1	2	145	177	1,972
5	1	2	96	181	1,995

※新型コロナウイルスにより中止

15. 介護予防把握事業

高齢者福祉課

〔事業開始：平成28年4月〕

生活機能の低下がみられ、要介護状態になる可能性が高い方に対し、看護師等が訪問し、介護予防の観点から生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、必要な支援をつなげていくことで、心身の機能低下の防止、健康の保持増進、在宅生活の向上を図ります。

※ 令和2年度は新型コロナウイルスにより休止

年度	訪問対象者数 人	延訪問件数 件
元	363	423
2	※	※
3	54	71
4	45	65
5	85	92

16. 高齢者元気あとおし事業

高齢者福祉課

〔事業開始：平成20年〕

元気な高齢者の社会参加や地域貢献を奨励し、区内の老人福祉施設や介護予防事業のサポートなどボランティア活動に応じてスタンプがもらえ、貯まったスタンプ数に応じて、換金できる制度です。

年度	登録者数 人	指定受け入れ施設数 か所
元	500	46
2	526	45
3	516	57
4	549	63
5	571	65

17. 認知症サポーター養成事業

高齢者福祉課

〔事業開始：平成18年〕

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）になっていただくための講座です。何かを特別にやってもらうのではなく、自分のできる範囲で活動を行うというもので、「地域で声掛けをしながらやさしく見守る」「隣人あるいは商店や交通機関

など、地域の人として手助けする」など、活動は人それぞれです。地域のグループや団体・企業・学校などの要請を受けて、講師（キャラバン・メイト）が出向き、講座を開催します。

年度	サポーター養成講座		キャラバン・メイト 登録者数 人	サポータースキルアップ講座	
	講座開催回数 回	養成人数累計 人		講座開催回数 回	養成人数 人
元	61	13,230	97	2	81
2	36	14,328	102	2	44
3	60	15,619	109	2	64
4	64	16,794	130	2	72
5	59	18,003	137	2	82

18. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者福祉課

〔事業開始：令和3年〕

KDB システムを活用して地域の健康課題の分析・対象者の把握を行い、糖尿病重症化予防、低栄養重症化予防、口腔機能低下予防において、高齢者に対する個別支援（ハイ

リスクアプローチ）、通いの場への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）を実施しています。

【個別支援】

年度	低栄養重症化 予防事業	口腔機能低下 予防事業	糖尿病重症化 予防事業	高血圧重症化 予防事業	健康状態不明者の 把握及び支援事業
3	32 人	17 人	14 人	— 人	— 人
4	18	10	※令和4年度から 地域保健課で実施	—	—
5	8	13		1	22

【集団支援(セミナー)】

年度	低栄養重症化 予防事業		口腔機能低下 予防事業		糖尿病重症化 予防事業		高血圧重症化 予防事業	
	開催回数	延参加人数	開催回数	延参加人数	開催回数	延参加人数	開催回数	延参加人数
3	10 回	50 人	8 回	41 人	13 回	90 人	— 回	— 人
4	10	75	8	41	10	77	—	—
5	8	39	8	71	8	55	4	33

《ひとり暮らし・虚弱・要支援高齢者、高齢者世帯等事業》

19. 高齢者福祉電話貸与助成 高齢者福祉課

〔事業開始：昭和50年〕

65歳以上のひとり暮らしの高齢者（65歳以上高齢者のみ世帯を含む）で、介護保険料の所得段階が第1～8段階の方に電話を貸与し、設置及び撤去等の工事費を助成します。

（基本料金、通話料等の使用料金は自己負担となります。）

【高齢者福祉電話の貸与等助成状況】

年度	貸与電話		
	新規設置台数 台	年度末設置台数 台	助成金 円
元	7	76	101,670
2	15	78	99,388
3	9	74	137,276
4	15	71	97,020
5	9	55	162,317

20. 救急通報システム 高齢者福祉課

〔事業開始：昭和60年5月〕

65歳以上のひとり暮らし等の高齢者に対して、家庭内で急病や事故があった場合、民間受信センターなどに通報、相談できる機器を貸与します。

慢性疾患があり、介護保険料の所得段階が第1～5段階の方は無料。それ以外の方は、状況に応じて自己負担があります。（安否確認センサー、火災センサーを自己負担ありで追加設置できます。）

【救急通報システム設置状況】

年度	新規設置台数 台	年度末設置台数 台
元	48	285
2	55	290
3	64	272
4	88	317
5	68	316

21. 寝具類の洗濯・乾燥サービス 高齢者福祉課

〔事業開始：昭和49年4月〕

70歳以上のひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯及び同居者が65歳以上の要介護4以上の高齢者を対象に、快適な日常生活を過ごしてもらうとともに、経済的負担の軽減を図るため、寝具類の洗濯・乾燥サービスを行っていま

す。

（介護保険料の所得段階が第4～16段階の方は自己負担があります。）

【寝具類の洗濯・乾燥サービス実施状況】

年度	年度末登録者数 人	丸洗い利用回数 回	乾燥利用回数 回	水洗い利用回数 回
元	421	629	1,640	226
2	412	624	1,538	199
3	405	605	1,547	196
4	413	637	1,551	211
5	434	671	1,654	232

22. 火災安全システム

高齢者福祉課

〔事業開始：平成12年4月〕

在宅高齢者を火災から守るため、以下のとおり住宅用防災機器を給付しています。

介護保険料の所得段階が第6～16段階の方は自己負担があります。

(1) 自動消火装置の給付

65歳以上のひとり暮らし高齢者等（65歳以上高齢者

のみの世帯を含む）及び65歳以上の要介護4以上の高齢者が対象です。

(2) 電磁調理器の給付、ガス安全システムの給付

防火などの配慮が必要な65歳以上のひとり暮らし高齢者等（65歳以上高齢者のみの世帯を含む）が対象です。

【 火災安全システム利用状況 】

年度	自動消火装置 (昭和57年6月開始)		電磁調理器 (昭和57年4月開始)	ガス安全システム (昭和57年4月開始)
	設置台数 台	年度末設置台数 台	給付数 件	給付数 件
元	1	16	4	1
2	0	12	11	0
3	1	12	4	0
4	1	12	8	2
5	0	10	11	0

23. 特別永住者福祉給付金

高齢者福祉課

〔事業開始：平成15年4月～令和5年3月〕

国民年金制度上、老齢基礎年金等を受けることができない在日外国人（特別永住者）等に対して、福祉の向上を図ることを目的として、給付金を月額10,000円支給します。

ただし、公的年金受給者、生活保護受給者、老人ホーム等入所者、重度心身障害者特別給付金受給者、一定の所得のある方は対象にはなりません。

年度	受給者数 人	支給総額 円
元	1	120,000
2	1	10,000
3	0	0
4	0	0
5	事業終了	

24. 理美容費助成

高齢者福祉課

〔事業開始：昭和55年4月〕

65歳以上の要介護3以上の在宅高齢者に、快適な生活を過ごしてもらうとともに、経済的負担の軽減を図るため、出張理美容サービスを行っています。

（介護保険料の所得段階が第4～16段階の方は自己負担があります。）

※令和4年度までは対象者の条件が要介護4以上となっています。

【 理美容サービス実施状況 】

年度	年度末登録者数 人	利用回数 回
元	156	366
2	126	322
3	147	374
4	169	439
5	240	707

25. 紙おむつ等支給サービス 高齢者福祉課

〔事業開始：昭和62年6月〕

65歳以上で要支援、要介護認定を受け、在宅で失禁状態にある、ねたきり又は紙おむつ等を必要とする方に対して支給しています。（所得制限あり）

支給相当額：1か月 7,000円相当以内

26. おむつ購入費等助成 高齢者福祉課

〔事業開始：平成4年4月〕

入院中で失禁状態にある65歳以上のねたきり高齢者を対象（介護保険の施設サービスを利用している方を除く）に、おむつの購入又は借用に要した費用を助成しています。（所得制限あり）

助成額：1か月 7,000円以内

【紙おむつ等支給状況・おむつ購入費等助成状況】

年度	紙おむつ等支給		おむつ購入費等助成	
	年度末登録者数 人	支給枚数 枚	年度末登録者数 人	助成額 円
元	2,114	2,967,449	1,911	14,842,856
2	2,198	2,981,977	1,881	12,968,714
3	2,219	3,019,434	1,882	13,297,318
4	2,118	3,081,144	1,803	14,147,783
5	2,202	3,278,309	1,869	14,838,887

27. 高齢者あんしん位置情報サービス利用助成 高齢者福祉課

〔事業開始：平成12年4月〕

行方不明となる恐れのある65歳以上の認知症高齢者を在宅で介護する介助者に対して、携帯電話網とGPSを活用し、行方不明となった高齢者の発見・保護を支援するサービスの利用料を助成しています。

（介護保険料の所得段階が第6～16段階の方は自己負担があります。）

【利用状況】

年度	新規登録者数 人	年度末登録者数 人	助成額 円
元	7	8	378,860
2	20	18	805,200
3	6	15	862,804
4	9	21	910,524
5	13	24	903,490

28. 生活支援型ホームヘルプサービス 高齢者福祉課

〔事業開始：平成12年4月〕

65歳以上の高齢者で、要介護認定で非該当（自立）と認定された方（ひとり暮らし、高齢者のみ世帯）のうち「二次予防事業対象者」と判定され、日常生活を営むのに支障があると認められた方に対して、家事援助サービスを行っています。

生活保護世帯のみ、自己負担が免除されます。

※平成23年度より介護保険制度内での実施が可能となったため、新規申し込みの受付は中止していた。

令和3年2月に最後の利用者に介護認定が該当となったため、令和3年度末に事業終了となった。

【利用状況】

年度	派遣実世帯数 世帯	派遣延回数 回	サービス時間 時間
30	1	49	98.0
元	1	48	96.0
2	1	36	27.0
3	0	0	0
4	事業終了		

29. 訪問支援事業

高齢者福祉課

〔事業開始：平成21年4月〕

在宅の要介護高齢者及びその家族等で療養上の指導や緊急的な福祉的対応が必要な方について、保健師やワーカー、理学療法士等が訪問して総合的なアセスメントを行い、健康の保持増進、心身機能の低下防止、一時的な生活

上の支援、リハビリのコーディネート、家族介護者への助言等を行い、関係機関との調整を図りながら、在宅生活の支援を行っています。

【事業実績】

年度	訪問実数	訪問延数	保健師	ワーカー	理学療法士	在宅介護指導員	訪問指導員			
							訪問指導員(非常勤)	理学療法士(委託)	作業療法士(委託)	言語聴覚士(委託)
元	594	1,669	307	425	6	707	189	2	31	2
2	634	1,818	344	509	0	734	139	17	23	2
3	691	1,967	300	502	-	886	215	6	52	6
4	552	1,498	298	272	-	782	106	13	13	14
5	738	1,638	348	334	-	789	128	14	24	1

30. 障害者等歯科診療事業

地域保健課

〔事業開始：平成11年4月〕

一般の歯科診療では十分な治療を受けることが困難な障害者や高齢者で通院可能な方を対象に歯科診療、歯科相談、歯科衛生指導を実施しています。また、在宅要介護の

方を訪問し、入れ歯の手入れ方法、歯周病予防の歯磨き方法などの専門的な指導も行います。

(詳細は「障害者福祉：障害者等歯科診療事業」参照)

31. 訪問歯科診療等事業

地域保健課

〔事業開始：平成2年10月〕

在宅要介護状態のため通院による歯科診療を受けることが困難で、かつ在宅での診療が可能な方に、歯科医師が家庭を訪問して診療を行います。

【歯科訪問診療実施件数】

年度	実数	延数
元	513	739
2	395	596
3	531	798
4	455	625
5	465	631

32. 車椅子の短期貸与

高齢者福祉課

〔事業開始：昭和54年〕

原則として、介護保険対象外の方で、歩行困難な方に、通院等の利便を図るため、車椅子の貸与(無料)を行っています。

最長3か月の短期貸出しのみを実施しています。

(貸出窓口は高齢者総合相談センターと区民ひろば)

【車椅子の貸与状況】

年度	保有台数	貸与件数
元	135	963
2	136	904
3	138	1,153
4	131	1,303
5	130	1,217

33. 高齢者自立支援住宅改修助成 高齢者福祉課

[事業開始：平成12年4月]

65歳以上の高齢者を対象に、転倒防止、介護負担の軽減等を図り、在宅での生活の質を確保するため、居住する住宅の改修に要する費用を助成します。

《助成対象》

- (1) 予防的助成（要介護認定・要支援認定非該当の方）
・手すり・段差解消・便器の洋式化など
- (2) 設備改修助成（要介護・要支援認定の方で、その他身体要件等あり）
・浴槽・流し等・便器の洋式化

【 給付状況 】

年度	予 防 的 助 成			設 備 改 修 助 成		
	手すり 件	洋式便器 件	その他 件	浴槽 件	流し 件	洋式便器 件
元	13	0	0	0	0	0
2	11	0	0	0	0	0
3	9	1	2	0	0	1
4	4	0	3	0	0	0
5	7	0	0	0	0	1

34. 高齢者補聴器購入費助成事業 高齢者福祉課

[事業開始：平成30年7月]

聴力機能の低下した高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、閉じこもりを防ぎ、積極的な社会参加等を支援します。

年度	申請数 件	助成件数 件
元	65	61
2	83	72
3	68	61
4	65	60
5	304	258

35. 老人ホーム等 高齢者福祉課

(1) 養護老人ホーム

◇経済的理由や環境上の理由により、自宅での生活が困難な方が対象の施設です。食事の提供、その他日常生活上必要なサービスを提供します。

対象は以下のすべてに該当する方です。

- ・65歳以上
- ・環境上の理由（住居がない等）により、居宅での生活が困難
- ・経済的理由（区民税の所得割を課税されていない世帯等）により、居宅での生活が困難

なお、収入に応じて費用の自己負担があります。

(2) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

◇介護保険の要介護認定で原則「要介護3～5」と認定された方で、自宅で介護サービスを受けながら生活することが困難な方が利用できます。入院治療が必要な状態では利用できません。

◇介護、健康管理、療養上の世話、機能訓練、長期の生活支援サービスが提供されます。施設と契約して入所する施設です。要介護度に応じた介護費、居住費、食費等の自己負担があります。低所得者等に対する介護費、食費等の減額制度があります。

◇認知症等により意思能力が乏しく、本人を代理する家族がいない等の事由により、契約による入所が困難な場合、成年後見制度の手続きを進めたり、老人福祉法に基づく入所措置を行います。

【 区内の特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） 】

名 称	所在地	電 話	開設年月日	特 養 名	短期 名
菊かおる園※	西巣鴨 2-30-19	3576-2266	平成 11 年 5 月 1 日	90	10
山吹の里※	高田 3-37-17	3981-5051	平成元年 4 月 1 日	82	8
風かおる里※	南長崎 6-15-6	5982-1021	平成 8 年 5 月 1 日	66	5
アトリエ村※	長崎 4-23-1	5965-3400	平成 6 年 6 月 1 日	80	8
池袋ほんちょうの郷	池袋本町 1-29-12	3971-6541	令和元年 6 月 1 日	60	0
ゆたか苑	長崎 3-26-4	3959-2129	平成 8 年 4 月 1 日	50	4
シオンとしま	池袋 1-4-11	3984-7477	平成 16 年 5 月 1 日	64	2
池袋敬心苑	南池袋 3-7-8	5958-1165	平成 17 年 4 月 1 日	82	10
千川の杜	要町 3-54-9	5917-0370	平成 27 年 4 月 1 日	108	12
東池袋桑の実園	東池袋 5-39-18	5928-1360	平成 27 年 11 月 1 日	86	10
(※は旧区立施設)			計	768	69

【 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）入所状況 】（介護保険課）

（年度末現在）

区分 年度	施設数	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）							
		男 女 別			地 域 別				
		男	女	計	区内	22 区内	都下	都外	計
元	133	187	762	949	721 (10)	69 (14)	63 (26)	96 (83)	949 (133)
2	122	186	747	933	720 (10)	70 (13)	59 (26)	84 (73)	933 (122)
3	131	179	764	943	730 (10)	70 (16)	55 (25)	88 (80)	943 (131)
4	127	181	732	913	709 (10)	74 (18)	51 (23)	79 (76)	913 (127)
5	123	180	728	908	720 (10)	67 (20)	51 (26)	70 (67)	908 (123)

※（ ）内は入所施設数内訳

(3) 軽費老人ホーム

家庭環境、住宅事情などの理由で、居宅において生活するには不安が認められる 60 歳以上の方が利用できます。入所相談は、原則施設で受け付けます。

〔A型〕

食事、その他日常生活に必要なサービスの提供、レクリエーション事業の実施などを行っています。

〔B型〕

通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の食事などのサービスを提供します。

【区内のケアハウス】(平成 18 年 4 月 1 日から民営化)

名 称	所在地	電 話	開設年月日	定 員
ケアハウス菊かおる園	西巢鴨 2-30-19	3576-2266	平成 11 年 5 月 1 日	1 人用 26 名 2 人用 4 名

〔ケアハウス〕

自炊できない程度の健康状態にあり、独立して生活するには不安が認められる 60 歳以上の方が対象。

食事、その他日常生活に必要なサービスの提供、介護の必要に応じてホームヘルパー等の在宅サービスを利用する事ができます。収入に応じた利用料等が自己負担となります。

(4) 都市型軽費老人ホーム

国は、平成 22 年 4 月に厚生労働省令を改正し、地価が高い都市部でも整備が進むよう、従来の軽費老人ホーム(ケアハウス)の居室面積や職員配置に関する基準を緩和した「都市型軽費老人ホーム」を創設しました。(対象者・サービス等施設の内容は、ケアハウスと同じです。)

【区内の都市型軽費老人ホーム】

名 称	所在地	電 話	開設年月日	定 員
都市型ケアハウス 千川の杜	要町 3-54-9	5917-0370	平成 27 年 4 月 1 日	1 人用 20 名

平成 27 年 4 月に豊島区初の都市型軽費老人ホーム「都市型ケアハウス千川の杜」が開設されました。

(5) 有料老人ホーム

それぞれの老人ホームによって利用条件や利用料が異なります。

(6) 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設です

【区内の介護費老人保健施設】

名 称	所在地	電 話	開設年月日	定 員
池袋えびすの郷	池袋本町 2-34-1	3980-0165	平成 16 年 4 月 1 日	100 名
安寿	南池袋 3-7-8	5956-8200	平成 17 年 4 月 15 日	106
南池袋アバンセ	南池袋 4-6-1	5955-7370	平成 29 年 9 月 1 日	150
計				356

※定員はショートステイを含む。

(7) 介護療養型医療施設（療養病床等）

療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行う施設です。

【 区内の介護療養型医療施設 】

名 称	所在地	電 話	定 員
大成会 長汐病院	池袋 1-5-8	3984-6161	85 名

(8) その他

【 老人福祉法第 11 条による養護老人ホーム・特別養護老人ホーム入所措置状況 】

〔事業開始：昭和 40 年 4 月 都より移管〕

(年度末現在)

年度	施設数	養 護 老 人 ホ ー ム						
		男 女 別			地 域 別			
		男	女	計	23 区内	都下	都外	計
元	28	71 △ 1	69 △ 2	140	56 (7)	78 (16)	6 (6)	140
2	28	72 △ 1	68 △ 2	140	54 (7)	80 (17)	6 (4)	140
3	28	79 △ 1	68 △ 2	147	58 (8)	84 (17)	5 (3)	147
4	29	86 △ 1	61	147	58 (9)	83 (17)	5 (3)	147
5	29	94 △ 6	68	162	60 (9)	98 (17)	4 (3)	162

※ 1 △はやむを得ない事由による特別養護老人ホーム措置入所者。

※ 2 () は施設数。やむを得ない措置入所者は除く。

【短期入所生活介護利用状況】

在宅の要支援・要介護の方に特別養護老人ホーム等に短期間入所していただき、入浴・排泄・食事等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。

名称	定員	利用状況	年 度				
			30	元	2	3	4
菊かおる園	10名	延利用者数	3,576	3,431	3,348	2,917	2,773
		1日平均利用者数	11.8	9.4	9.1	8.0	7.6
山吹の里	8名	延利用者数	2,287	1,979	1,308	889	840
		1日平均利用者数	6.2	5.4	3.6	2.4	2.3
風かおる里	6名 (5名)	延利用者数	3,066	2,056	1,698	1,473	1,528
		1日平均利用者数	8.4	5.6	4.6	4.0	4.1
アトリエ村	8名	延利用者数	3,013	3,016	2,572	2,467	2,652
		1日平均利用者数	8.3	8.2	7.0	6.8	7.3
池袋ほんちょうの郷	空床型	延利用者数	1,729	818	68	46	189
		1日平均利用者数	4.7	2.2	0.1	0.1	0.5
ゆたか苑	4名	延利用者数	1,812	1,476	1,753	1,561	1,194
		1日平均利用者数	4.9	4.0	4.8	4.3	3.3
シオンとしま	4名 R3年10月1日から2名	延利用者数	340	445	320	126	313
		1日平均利用者数	0.9	1.2	0.8	0.4	0.86
池袋敬心苑	10名	延利用者数	3,534	3,414	3,001	3,369	4,268
		1日平均利用者数	9.6	9.3	8.2	9.2	11.7
千川の杜	12名	延利用者数	5,347	5,242	4,778	4,614	4,522
		1日平均利用者数	14.6	14.3	13.1	12.6	12.4
東池袋桑の実園	10名	延利用者数	4,343	4,882	5,404	6,012	5,891
		1日平均利用者数	11.9	13.4	14.8	16.4	16.1
しあわせの灯	24名	延利用者数	8,608	8,773	7,882	8,251	7,614
		1日平均利用者数	23.6	23.9	21.6	22.6	20.9

※（ ）数…緊急ショートステイに1床使用しているための実定員数。

※緊急ショートステイは平成26年11月よりアトリエ村から風かおる里に変更。

※千川の杜は平成27年4月開設。

※東池袋桑の実園は平成27年11月開設。短期入所は平成28年4月16日受付開始。

※しあわせの灯は平成26年開設。単独型施設。

※池袋ほんちょうの郷は令和元年6月以降、養浩荘から移転し、短期入所は0名。(空床利用のみ)

36. 第三者評価支援事業

介護保険課

[事業開始：平成16年度]

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設の事業者が、東京都福祉サービス評価推進機構の認

証評価機関による第三者評価を受審する際、事業者を支援するため受審費用を助成しました。

年度	元	2	3	4	5
名称	山吹の里 風かおる里	山吹の里 風かおる里 菊かおる園 アトリエ村	山吹の里 風かおる里 菊かおる園 アトリエ村	山吹の里 風かおる里 菊かおる園 アトリエ村	山吹の里 風かおる里 菊かおる園 アトリエ村

37. 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の事業

高齢者福祉課

平成 20 年 1 月より地域包括支援センターは「高齢者総合相談センター」という通称名を使用しています。

〔事業開始：平成 18 年 4 月〕

区内 8 か所の高齢者総合相談センターは、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援しています。

(1) 総合相談支援業務

高齢者や家族等からの各種相談に対して、初期相談をはじめ専門的な相談対応まで広く総合的に応じ、多面的支援を行います。

(2) 権利擁護業務

地域において尊厳ある生活を維持し、安心した生活を送れるよう支援します。また虐待の早期発見・防止に関する業務を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した支援を提供するため、ケアマネジャーのサポートやネットワークづくり等の環境整備を行います。

(4) 介護予防支援・第 1 号介護予防支援

要支援 1・2 及び総合事業における事業対象者に対して、地域で自立した生活が送れるよう介護予防ケアマネジメントを一体的に実施します。

(5) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

地域の介護・保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源が有機的に連携することができるよう、ネットワーク構築に取り組みます。

(6) 地域ケア会議の実施

個別の課題解決から、地域課題の発見及び地域づくり、資源開発、政策形成等の機能を持つ、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議を実施します。

(7) 認知症の早期発見・早期対応に関する業務

認知症に関する知識の普及、啓発及び相談対応等を行い、本人の意思が尊重された暮らしの体制構築に取り組みます。

名称	電話	所在地	担当地域	
菊かおる園 高齢者総合相談センター	☎ 3576-2245	西巣鴨 2-30-19	巣鴨 3～5 丁目	<div style="text-align: center;">開設時間</div> 月～金曜日 午前 8 時 30 分～ 午後 6 時 30 分 土曜日 午前 8 時 30 分～ 午後 4 時 30 分 ※休館日 日曜日・祝日・ 年末年始(12/29～翌 1/3) <div style="text-align: center;">開設時間外の電話相談</div> 夜間緊急・休日電話相談窓口 ☎ 0120-580-210
見守り支援事業担当	☎ 5980-1099		北大塚 1・2 丁目	
東部 高齢者総合相談センター	☎ 5319-8703	南大塚 2-36-2	駒込 1～7 丁目	
見守り支援事業担当	☎ 5319-2016		巣鴨 1・2 丁目 南大塚 1～3 丁目	
中央 高齢者総合相談センター	☎ 5985-2850	東池袋 1-39-2	北大塚 3 丁目	
見守り支援事業担当	☎ 5985-2836		上池袋 1～4 丁目 東池袋 1～5 丁目	
ふくろうの杜 高齢者総合相談センター	☎ 5958-1208	南池袋 3-7-8	南池袋 1～4 丁目	
見守り支援事業担当	☎ 5956-5076		雑司が谷 1～3 丁目 高田 1～3 丁目 目白 1・2 丁目	
豊島区医師会 高齢者総合相談センター	☎ 3986-3993	西池袋 3-22-16	西池袋 1～5 丁目	
見守り支援事業担当	☎ 3986-5865		池袋 3 丁目 目白 3～5 丁目	
いけよんの郷 高齢者総合相談センター	☎ 3986-0917	池袋本町 1-29-12	池袋 1・2・4 丁目	
見守り支援事業担当	☎ 3986-0922		池袋本町 1～4 丁目	
アトリエ村 高齢者総合相談センター	☎ 5965-3415	長崎 4-23-1	南長崎 1～6 丁目	
見守り支援事業担当	☎ 5965-0300		長崎 2～6 丁目	
西部 高齢者総合相談センター	☎ 3974-0065	千早 2-39-16	長崎 1 丁目	
見守り支援事業担当	☎ 3959-8500		千早 1～4 丁目 要町 1～3 丁目 高松 1～3 丁目 千川 1・2 丁目	

※平成 23 年 4 月より、高齢者の見守りを支援する専門窓口「見守り支援事業担当」を併設しています。

地域包括支援センター事業実績

【5年度 事業実績】

地域包括支援センター別	包括的支援事業					介護予防支援事業	第1号介護予防支援事業
	実態把握件数	地域ケア推進会議(地区懇談会)開催回数	ケアマネジャー相談件数	地域ケア個別会議開催件数		予防給付プラン3月分請求件数	介護予防ケアマネジメント3月分請求件数
				個別会議	元気はつらつ報告会※		
菊かおる園	1,192	2	985	26	1	154	112
東部	704	3	1,247	27	2	174	75
中央	540	4	632	18	3	166	73
ふくろうの杜	435	4	697	13	2	143	58
医師会	424	4	833	20	2	152	62
いけよんの郷	379	2	773	3	3	111	60
アトリエ村	894	3	1,484	27	2	222	83
西部	1,308	3	1,951	17	5	222	135
合計	5,876	25	8,602	151	20	1,344	658

※令和5年度より地域ケア個別会議のうち自立支援に向けた「元気はつらつ報告会」の件数についても記載しています。

【5年度 相談実績(相談方法)】

地域包括支援センター別	来所	電話	訪問	その他	計
菊かおる園	1,585	4,056	1,192	155	6,988
東部	2,017	3,705	704	195	6,621
中央	1,317	3,378	540	57	5,292
ふくろうの杜	1,218	1,628	435	84	3,365
医師会	750	2,839	424	239	4,252
いけよんの郷	967	1,993	379	114	3,453
アトリエ村	1,492	3,380	894	84	5,850
西部	2,259	4,441	1,308	177	8,185
合計	11,605	25,420	5,876	1,105	44,006

【5年度 相談実績(相談内容)】

地域包括支援センター別	介護保険	介護予防プラン関連	介護予防事業関連	一般施策	医療・看護・保健	権利擁護	虐待	生活・経済	障害者制度	他の在宅サービス	その他	認知症	計
菊かおる園	3,360	517	199	696	2,530	204	148	2,208	15	149	206	1,243	11,475
東部	3,726	774	102	982	2,014	236	323	1,323	58	230	409	1,121	11,298
中央	2,443	290	54	653	650	63	91	1,330	6	10	13	400	6,003
ふくろうの杜	2,076	247	106	470	743	137	48	375	13	12	212	303	4,742
医師会	2,149	552	61	579	1,380	98	115	901	19	348	158	570	6,930
いけよんの郷	1,666	236	65	487	1,283	178	194	1,039	2	15	101	239	5,505
アトリエ村	2,931	592	62	586	1,317	184	226	1,052	10	31	298	512	7,801
西部	3,811	464	126	966	2,226	491	245	2,182	25	14	250	413	11,213
合計	22,162	3,672	775	5,419	12,143	1,591	1,390	10,410	148	809	1,647	4,801	64,967

※平成23年4月より高齢者の見守りを支援する専門窓口「見守り支援事業担当」を併設しています。

アウトリーチ事業相談実績

【 5年度 相談実績（相談方法）】

見守り相談 窓口別	来所	電話	訪問	その他	計
菊かおる園	775	356	647	266	2,044
東部	998	957	392	540	2,887
中央	777	709	192	334	2,012
ふくろうの杜	1,012	1,340	512	707	3,571
医師会	758	1,423	559	558	3,298
いけよんの郷	1,183	1,104	600	425	3,312
アトリエ村	1,333	1,216	397	275	3,221
西部	1,153	1,198	539	238	3,128
合計	7,989	8,303	3,838	3,343	23,473

【 5年度 相談実績（主たる相談者）】

見守り相談 窓口別	本人	家族・ 親族	近隣・ 知人	行政関係者	関係機関	民生・ 児童委員	医療機関・ 介護事業者等	見守りボラン ティア等（NPO等 地域団体を含む）	その他	計
菊かおる園	879	242	14	285	27	342	233	7	15	2,044
東部	825	395	52	616	54	710	232	1	2	2,887
中央	451	165	30	327	113	846	75	1	4	2,012
ふくろうの杜	1,395	523	52	523	210	598	266	0	4	3,571
医師会	1,230	526	70	433	87	537	346	1	68	3,298
いけよんの郷	1,012	495	75	573	95	573	473	7	9	3,312
アトリエ村	818	536	45	441	47	689	604	2	39	3,221
西部	906	557	83	339	185	721	331	0	6	3,128
合計	7,516	3,439	421	3,537	818	5,016	2,560	19	147	23,473

38. 地域ケア会議等

高齢者福祉課

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、地域包括ケアシステムの体制整備を同時に進める有効な手段です。「個別課題解決」「ネットワーク構築」「地域課題発

見」「地域づくり・資源開発」「政策形成」の機能を持ち、相互に作用しながら、循環して地域包括ケアを推進していきます。

(1) 高齢者総合相談センター連絡会

〔事業開始：平成18年4月、平成29年度より「包括センター長連絡会」に名称変更〕

高齢者総合相談センターの業務が円滑に行われるよう、協議・調整を行います。

平成30年度から令和元年度までは「地域ケア推進会議」に位置づけ全体会議に向けた地域課題の整理・分析も行いました。令和2年度からは、全体会議に向けた検討会や全体会議の進捗管理の機能を担っています。

【 高齢者総合相談センター連絡会の開催状況 】

年度	開催回数
元	12 ^回
2	9
3	12
4	12
5	12

(2) 地域ケア会議

平成30年度に地域ケア会議の体系を再編しましたが、より広く意見を取り入れるため、令和2年度においてもさらに再編をしています。高齢者福祉課主催、高齢者総合相談センター主催の会議があります。

① 地域ケア推進会議

(全体会議・全体会議に向けた検討会・包括センター長連絡会・主任ケアマネジャー地域ケア会議・地区懇談会)

高齢者の相談やケアに関わる地域の関係者が参加し、地域課題の解決に取り組みます。

② 地域ケア個別会議

(元気はつらつ報告会・個別会議・生活援助ケアプラン地域ケア会議)

個別の高齢者の課題解決に向けた検討を行うとともに、個別課題の解決にとどまらず、個の生活課題を地域の課題として普遍化し、地域ケア推進会議に連動させていきます。

【 地域ケア推進会議の開催状況 】

年度	開催回数
元	40 ^回
2	27
3	24
4	34
5	41

【 地域ケア個別会議の開催状況 】

年度	開催件数
元	146 ^件
2	166
3	193
4	196
5	176

39. 主任介護支援専門員育成事業

高齢者福祉課

〔事業開始：令和元年4月〕

地域のケアマネジメントの要となる主任介護支援専門員等を対象とし、実践力向上を目的とした研修を実施します。令和3年度に事業を終了し、研修実施は介護支援専門員・事業者等支援事業に統合しました。

【 研修会の開催状況 】

年度	開催回数
元	4 ^回
2	5
3	2
4	事業終了

40. 介護予防ケアマネジメント強化事業 高齢者福祉課

〔事業開始：平成17年4月〕

高齢者総合相談センターを中心とした介護予防ケアマネジメント従事者等への研修を実施、及び多職種が参加する地域ケア会議等により、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの実現を目指します。

令和3年度より、研修実施については介護支援専門員・事業者等支援事業に移行しました。

地域包括ケアシステム構築に必要な地域ケア会議の実施運営及び区民への周知を行います。(地域ケア会議開催実績参照)

【研修会の開催状況】

年度	開催回数
元	2 ^回
2	2

41. 介護支援専門員・事業者等支援事業 高齢者福祉課

〔事業開始：平成12年4月〕

介護支援専門員を中心とした事業者等を対象とした研修会を開催し、その資質向上を図ります。

【研修会の開催状況】

年度	開催回数
元	2 ^回
2	1
3	4
4	5
5	6

42. 初回アセスメント強化事業 高齢者福祉課

〔事業開始：平成29年4月〕

要支援1・2の認定者と事業対象者に、該当する区民の自立を促進することを目的として、訪問リハビリ指導員が自宅を訪問して、現状評価及び心身機能向上の助言や、役割の創出と社会参加の実現に向けた助言を行います。

【訪問の実施状況】

年度	実施回数
元	18 ^回
2	17
3	33
4	33
5	28

43. もの忘れ相談事業 高齢者福祉課

〔事業開始：平成19年5月〕

高齢者総合相談センターにおいて、豊島区医師会の認知症かかりつけ医が、もの忘れを心配している高齢者やその家族の相談に応じます。

定期相談の他に、随時対応相談を平成27年度より開始しています。

【利用状況】

年度	実施回数	相談件数
元	26 ^回	31 ^件
2	21	29
3	32	39
4	36	46
5	41	47

44. 認知症・虐待専門対応事業 高齢者福祉課

認知症や高齢者虐待に関する相談窓口として、高齢者総合相談センターやケアマネジャー等からの相談に対し、内容に応じて3つの専門相談で対応します。

(1) 専門ケア会議〔事業開始：平成17年4月〕

(2) 要介護高齢者援助スタッフ専門相談

〔事業開始：平成7年4月〕

高齢者虐待が疑われる場合や、認知症高齢者で対応が困難な相談に対して、弁護士と精神科医が参加した専門ケア会議で支援方法の検討を行い、虐待への対応や専門医療機関への受療支援を協議します。

介護に携わるケアマネジャーやヘルパー等のスタッフからの相談に対して、家族問題の専門家である臨床心理士等

から、家族関係の見立てやアセスメントの仕方、具体的な介入方法などについて助言を受け、問題解決に向けてのアプローチを学び、実践に活かします。

(3) 高齢者こころの相談

〔事業開始：昭和63年10月〕

認知症や精神障害のある高齢者への対応で、本人や家族に病識がなく外来受診につながりにくい場合などに、専門家である精神科医が場合によっては自宅訪問を行い、直接本人や家族と面接することで本人の病状に対する見立てを行うとともに、今後の関わり方への助言を通して早期治療や虐待予防に対応します。

【実施状況】

年度	専門ケア会議		援助スタッフ専門相談		高齢者こころの相談	
	開催回数	相談件数	開催回数	相談件数	開催回数	相談件数
元	10回	16件	8回	13件	9回	11件
2	8	12	7	9	11	18
3	10	21	11	17	11	14
4	12	26	12	23	12	19
5	12	26	12	24	12	18

45. 認知症ケア向上推進事業

高齢者福祉課

認知症の人の介護者は、地域の中で孤立しやすく、心身ともに疲弊しがちです。認知症になっても安心して暮らし続けるために、介護者が援助の知識や情報を得ることで介護負担を軽減し、在宅介護を支援する事業を実施しています。

●認知症支援講座〔事業開始：平成21年〕

高齢者総合相談センターが、地域向けに認知症に関する講座を実施しています。

●多職種協働研修〔事業開始：平成27年〕

認知症の人への医療・介護を含む統合的な支援を目指し、地域関係者の協働を図るような研修を実施しています。

【実施状況】

年度	認知症支援講座		多職種協働研修	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
元	4回	124人	2回	87人
2	5	159	3	142
3	5	126	4	202
4	5	130	4	186
5	4	102	3	133

46. 認知症カフェ運営事業

高齢者福祉課

〔事業開始：平成26年4月〕

認知症の人とその家族、地域住民、専門職が気軽に集い、喫茶とおしゃべりを楽しみながら「認知症について」語り合い、理解を深める場を提供しています。認知症に関する相談や認知症関連の情報提供も行っています。平成28年度から、認知症カフェ登録・運営補助事業を開始。令和3年度登録団体19団体。令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症のため、実施回数等が減少しました。

【利用状況】

年度	実施回数	利用人数
元	217回	3,657人
2	67	464
3	53	486
4	114	934
5	173	1,743

47. 認知症早期診断・早期対応事業（都事業） 高齢者福祉課

〔事業開始：平成 26 年 4 月〕

認知症の症状があるが、診断やサービスにつながない方などを対象に、認知症コーディネーターや認知症アウトリーチチームが自宅に出向いて相談を受け、適切な医療や介護のサービスにつなげるように支援します。

【 利用状況 】

年度	認知症コーディネーター訪問延回数	認知症アウトリーチチーム依頼件数
元	177	1
2	198	1
3	149	2
4	108	1
5	161	1

48. 認知症初期集中支援推進事業 高齢者福祉課

〔事業開始：平成 29 年〕

医療や介護の専門職と認知症サポート医で構成されたチームが、認知症が疑われるご本人やご家族のもとに訪問し、生活の工夫や認知症の対応のアドバイスをを行います。

対象者：40 歳以上の方で、認知症の人や認知症が疑われる方

年度	支援ケース
元	30
2	30
3	27
4	32
5	34

49. 認知症検診推進事業 高齢者福祉課

〔事業開始：令和 2 年 4 月〕

区内在住の 70 歳又は 75 歳の区民に対して、認知症の普及啓発を行うとともに、認知症を早期に診断・発見するための認知症検診を実施します。

※令和 2 年度は新型コロナウイルスにより検診事業中止

年度	普及啓発	検診
2	4,628	
3	4,910	11
4	5,810	58
5	7,758	77

50. 高齢者緊急ショートステイ支援事業 高齢者福祉課

〔事業開始：平成 15 年 4 月〕

区内に住む高齢者が、その居宅において介護を受けることが一時的に困難になった場合に、特別養護老人ホームを

利用することにより、安定した居宅生活の維持継続を図るために施設のベッドを確保しています。

【 利用状況 】

項 目			年 度				
施設名	ベッド数	利用状況	元	2	3	4	5
風かおる里	1 床	利用者数	16 人	14 人	17 人	12 人	11 人
		延利用日数	91 日	109 日	89 日	75 日	54 日
ゆたか苑	空床利用	利用者数	—	—	—	—	1 人
		延利用日数	—	—	—	—	6 日

※令和 5 年度より区内特別養護老人ホームの空床利用開始

51. 高齢者配食サービス事業

高齢者福祉課

〔事業開始：平成2年〕

区内在住の希望者に事前に登録済のお弁当を届ける民間事業者を紹介することにより、食の自立を支援しています。利用者のうち65歳以上の希望者は、安否確認サービス

を受けることができます。区では、登録業者の情報を掲載したパンフレットを作成し、周知しています。

年度	元	2	3	4	5
配食サービス延食数（登録制）	290,212 ^食	328,004 ^食	349,925 ^食	401,062 ^食	341,758 ^食
事業者登録数	7 ^社	6 ^社	7 ^社	7 ^社	8 ^社

52. 成年後見制度利用支援事業

高齢者福祉課

〔事業開始：平成12年〕

成年後見制度は、判断能力の不十分な認知症高齢者等に代わり介護サービスなどの契約を結んだり、身上保護・財産管理等を行う後見人等を家庭裁判所に申立て、選任してもらう制度です。

成年後見制度利用の必要性があり、身寄りが無い等で申立てが困難な場合、区長の申立てにより制度の利用が図られるよう支援しています。

年度	元	2	3	4	5
区長申立て件数	36 ^件	54 ^件	40 ^件	47 ^件	41 ^件

53. 終活サポート事業

高齢者福祉課

〔事業開始：令和3年2月〕

区内葬祭事業者等との連携により、ひとり暮らし高齢者等の「終活」を支援し、老後の不安を軽減することを目的に、終活専用相談窓口として「豊島区終活あんしんセンター」を委託により設置しています。また、低所得者に対する葬儀等の生前契約に係る費用の一部を助成します。

年度	終活あんしんセンター 相談延件数	生前契約費用 一部助成
2	100 ^件	0 ^件
3	898	0
4	826	0
5	755	0

54. 生活支援体制整備事業

高齢者福祉課

〔事業開始：平成28年4月〕

高齢者が安心して住みやすいまちづくりを目指し、高齢者の生活支援推進員が中心となり地域の住民や関係団体と連携して、ささえあい活動の推進や生活支援の充実を図り

ます。また、地域でボランティアとして活動する方の支援を行うほか、高齢者のこれまでの経験を地域で活かせるような環境づくりに取り組みます。

ささえあいの仕組みづくり協議会

年度	元	2	3	4	5
実施回数	3 ^回	2 ^回	2 ^回	3 ^回	3 ^回

地域資源情報の把握数（地域情報システムへの情報数）平成30年導入

年度	元	2	3	4	5
情報数	397 ^回	455 ^回	576 ^回	755 ^回	905 ^回

◀ 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業） ▶

平成 28 年 4 月より総合事業を開始しました。介護保険の要支援認定者について、介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護が、総合事業「介護予防・生活支援サービス事業」の「介護予防訪問事業」「介護予防通所事業」に移行しました。

同時に、上記の「介護予防・生活支援サービス事業」を利用するために、要支援認定を受けるほか「基本チェックリスト」を実施し、事業対象者に該当すれば一部のサービスが利用可能となりました。

なお、総合事業のうち「一般介護予防事業」については「介護予防事業」のページに掲載しています。

55. 基本チェックリスト実績数 高齢者福祉課

25 の質問項目で日常生活に必要な生活機能が低下して
いないかを調べます。介護予防・生活支援サービス事業の

みを利用する場合には基本チェックリストにより判断し、
サービスの利用につなげます。

対象：65 歳以上の区民

【基本チェックリスト 実施状況】

年度	基本チェックリスト 実施数	基本チェックリスト 事業対象者該当数	事業対象者のうち サービス利用あり
	件	件	件
元	80	76	49
2	109	92	48
3	187	172	88
4	230	199	97
5	209	167	87
対象	65 歳以上の区民		

56. 介護予防・生活支援サービス事業 高齢者福祉課

(1) 介護予防訪問事業

ホームヘルパーがご自宅に訪問して、利用者が自立した
生活を営めるように、生活援助や身体介護をします。

対象：要支援 1・2

(2) 訪問型サービス A [事業開始：平成 30 年]

ホームヘルパーがご自宅に訪問して、利用者が自立した
生活を営めるように、生活援助や簡易な身体介護をしま
す。家事援助のみの場合は、区研修修了者により支援する
こともできます。

対象：要支援 1・2

(3) 生活支援お助け隊

区で実施する研修修了者がご自宅に訪問して、掃除等の
簡易な家事援助をすることで、利用者の自立した生活を支
援します。

対象：要支援 1・2

65 歳以上の基本チェックリスト該当者

【事業実績】

年度	介護予防訪問事業		訪問型サービス A		生活支援お助け隊	
	延件数	金額	延件数	金額	件数(実人数)	金額
	件	千円	件	千円	件	千円
元	1,169	24,595	9,104	113,562	27	351
2	1,140	23,827	8,933	112,619	19	256
3	936	19,736	8,240	102,316	20	323
4	827	17,213	7,668	90,082	19	510
5	783	16,847	6,983	81,788	22	475
対象	要支援 1・2				要支援 1・2 65 歳以上の基本チェックリスト 該当者	

(4) 短期集中訪問型サービス事業

3～6か月の期間で、リハビリテーション専門職等からのリハビリテーション、口腔ケア、低栄養改善などのアドバイスを受けて、日常生活機能の向上に取り組みます。

対象：要支援1・2

65歳以上の基本チェックリスト該当者

【事業実績】

年度	短期集中訪問型サービス事業					
	リハビリテーション		口腔ケア		低栄養改善	
	件数(実人数)	金額	件数(実人数)	金額	件数(実人数)	金額
元	97	4,416	1	17	9	211
2	107	5,097	6	67	19	400
3	122	5,983	2	60	16	365
4	179	8,327	1	23	13	322
5	157	7,400	2	23	17	406
対象	要支援1・2 65歳以上の基本チェックリスト該当者					

(5) 介護予防通所事業

デイサービスなどで、介護予防を目的とした運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などの選択的なサービスを日帰りで受けられます。

対象：要支援1・2

65歳以上の基本チェックリスト該当者

対象：要支援1・2

65歳以上の基本チェックリスト該当者

(一般の方も利用可能)

(6) としまりハビリ通所サービス〔事業開始：令和3年〕

リハビリに特化したプログラムにより、運動機能を維持・改善させ、自立した日常生活を送れるようサポートします。

対象：要支援1・2

65歳以上の基本チェックリスト該当者

(8) 短期集中通所型サービス事業〔事業開始：令和元年〕

介護予防センターなどに3カ月週1回通い、リハビリ専門職による面談を受けながら、栄養講座やグループ運動をして、日常生活機能の向上に取り組みます。

対象：要支援1・2

65歳以上の基本チェックリスト該当者

(7) つながるサロン〔事業開始：令和元年〕

区施設などで体操や会食をしている自主グループによる活動(サロン)へ参加し、心身の活力の低下を予防します。

(9) 介護予防ケアマネジメント事業

要支援もしくは基本チェックリストで該当になった方のうち、上記(1)～(8)のサービスのみ利用する場合に実施します。

対象：要支援1・2

65歳以上の基本チェックリスト該当者

【事業実績】

年度	介護予防通所事業		としまりハビリ通所サービス		つながるサロン		短期集中通所型サービス事業		介護予防ケアマネジメント事業	
	延件数	金額	延件数	金額	件数(実人数)	金額	件数(実人数)	金額	延件数	金額
元	12,059	261,180			27	210	26	1,451	10,920	55,201
2	9,980	213,685			29	504	25	2,505	9,814	49,166
3	9,852	217,531	215	4,942	90	3,313	73	8,037	9,502	49,297
4	9,851	223,805	259	6,299	670	8,615	84	8,701	9,041	46,945
5	9,673	222,559	222	5,933	1,028	10,965	108	10,975	8,542	44,508
対象	要支援1・2 65歳以上の基本チェックリスト該当者									

《 高齢者住宅事業 》

57. 区営・区立福祉住宅 都市整備部住宅課

住宅に困っている高齢の一人暮らしや世帯のために、安否確認装置など、高齢者が安心して住めるような設備のついた住宅です。

- (1) 区内に5年以上在住していること。
- (2) 65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯であ

ること。

- (3) 独立して日常生活を営めること。
- (4) 公営住宅の所得基準を超えないこと。
(月額所得 214,000 円以下)

【 既開設住宅一覧 】

名 称	所 在 地	建物・構造	開設年月日	住戸数	区 分
要町つつじ苑	要町 3-9-16	鉄筋コンクリート 地上6階建	平 3. 6. 1	単身用 15 世帯用 1	区 立
千川つつじ苑	千川 2-9-10	鉄筋コンクリート 地上3階建	平 4. 5. 16	単身用 24 世帯用 6	区 営
巣鴨つつじ苑	巣鴨 4-15-11	鉄筋コンクリート 地上3階建	平 4. 12. 1	単身用 13	区 立
長崎つつじ苑	長崎 6-34-10	鉄筋コンクリート 地上5階建	平 5. 5. 16	単身用 28 世帯用 2	区 立
西池袋つつじ苑	西池袋 3-11-10	鉄筋コンクリート 地上5階建	平 6. 5. 16	単身用 12 世帯用 1	区 営
西巣鴨つつじ苑	西巣鴨 2-1-4	鉄筋コンクリート 地上3階建	平 6. 10. 17	単身用 11 世帯用 4	区 営
南大塚つつじ苑	南大塚 1-8-12	鉄筋コンクリート 地上3階建	平 7. 5. 17	単身用 13 世帯用 2	区 営
南長崎つつじ苑 (車いす使用者用併設)	南長崎 1-14-9	鉄筋コンクリート 地上4階建	平 8. 3. 1	単身用 20 世帯用 3	区 立
北大塚つつじ苑 (障害者・車いす使用者 用併設)	北大塚 1-33-22	鉄骨・鉄筋コンクリート 地上11階建	平 9. 4. 16	単身用 16 世帯用 4	区 営
池袋つつじ苑	池袋 2-23-14	鉄筋コンクリート 地上3階建	平 10. 8. 1	単身用 14	区 営
池袋本町つつじ苑	池袋本町 1-30-14	鉄筋コンクリート 地上3階建	平 10. 8. 1	単身用 13 世帯用 3	区 営
高田つつじ苑	高田 1-2-12	鉄筋コンクリート 地上3階建	平 11. 2. 1	単身用 10	区 立
南長崎第二つつじ苑	南長崎 2-2-16	鉄筋コンクリート 地上3階建	平 11. 9. 1	単身用 10	区 営
池袋本町第二つつじ苑	池袋本町 2-28-8	鉄筋コンクリート 地上4階建	平 22. 4. 1	単身用 13	区 営

58. 高齢者世帯等住み替え家賃助成 福祉総務課

〔事業開始：平成3年4月〕

区内の民間賃貸住宅に住んでいる高齢者の方で、取り壊し等により転居することが必要になったとき、基準家賃と転居後の家賃との差額の一部を助成します。

- ① 取り壊し等による立ち退き要求を受けていること。
- ② 転居前の住宅に引き続き2年以上居住していること。
- ③ 60歳以上のひとり暮らし、または60歳以上の方で構成される世帯であること。
- ④ 所得基準額を超えないこと。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けていないこと。

※事前申請が必要です。

※平成31年4月より、高齢者世帯の家賃助成期間が7年間となりました。

【 住み替え家賃助成 実績 】

年 度	助成件数
元	57
2	60
3	105
4	114
5	133

59. 安心住まい提供

都市整備部住宅課

〔事業開始：昭和53年4月〕

取り壊しによる立ち退き等により、住宅の確保に緊急を要し、現に困窮していることが明らかである65歳以上の方で、以下の方に対して、区が借り上げている民間アパートの居室を提供します。

居室利用料は、アパートの借上げ料及び所得に応じて決定します。

- ① 区内に引き続き2年以上居住していること。
- ② 独立して日常生活を営めること。
- ③ 所得基準を超えないこと。

(月額所得214,000円以下)

※福祉総務課入居相談グループへ事前の相談が必要です。

【安心住まい提供 実績】

(各年度末)

年 度	借 上 数	入 居 者 数
	戸数	世帯
元	165	126
2	165	130
3	158	128
4	161	118
5	158	121

※入居者数は、ひとり親世帯、障害者世帯を含む。

60. 高齢者等入居支援事業

福祉総務課

〔事業開始：平成14年4月〕

民間賃貸住宅への転居を希望する60歳以上の高齢者世帯に対して、国の家賃債務保障制度や、都のあんしん入居制度を利用して入居の円滑化を図るため、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会豊島区支部、(社)全日本不動産協会豊島文京支部と協定を結び、制度の普及啓発・対象物件情報の収集等を行います。

年 度	元	2	3	4	5
住宅に関する情報提供	344 件	305 件	203 件	159 件	51 件
家賃債務保障の利用 (利用料の助成)	5	5	0	1	0
入居支援	118	24	0	399	594

※「入居支援」：現在は東京都から指定を受けた居住支援法人や入居支援に協力する事業者等が増えてきたため、令和4年度よりそれらの機関へ依頼した件数に変更する。

〈家賃等債務保証制度〉〔事業開始：平成15年4月〕

身元保証人が見つからないために、民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者等が保証料を自己負担することで、保証人の代わりに民間保証会社の家賃等の債務保証を受けることができます。一定の条件に該当する方には、保証料等の一部を区が助成します。

61. 高齢者向け優良賃貸住宅

都市整備部住宅課

〔事業開始：平成16年4月〕

高齢者が安全で安心して居住できる、「バリアフリー化」・「緊急時対応サービス」が整った住宅です。世帯の所得に応じて、家賃が減額されます。豊島区では現在4団地、85戸供給されています。入居対象世帯は、次のとおりです。

- ① 区内に3年以上住所を有すること。
- ② 60歳以上であること。
(配偶者は、60歳未満でも良い)
- ③ 世帯の月額所得が487,000円以下であること。
- ④ 自立した日常生活を営める健康状態であること。

